^{22}Na	0.1
^{36}Cl	1
^{41}Ca	100
^{45}Ca	100
^{46}Sc	0.1
^{44}Ti	0.1
^{54}Mn	0.1
^{55}Fe	1000
^{59}Fe	1
^{56}Co	0.1
^{57}Co	1
^{58}Co	1
^{60}Co	0.1
^{59}Ni	100
^{63}Ni	100
^{65}Zn	0.1
^{93m}Nb	10
^{94}Nb	0.1
^{108m}Ag	0.1
^{110m}Ag	0.1
^{113}Sn	1
^{124}Sb	1
^{125}Sb	0.1
^{123m}Te	1
^{134}Cs	0.1
^{137}Cs	0.1
^{133}Ba	0.1
^{139}Ce	1
^{152}Eu	0.1
^{154}Eu	0.1
^{160}Tb	1
^{182}Ta	0.1
^{195}Au	10
^{203}Hg	10

○文部科学省告示第六十号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、講習の時間数等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日　　文部科学大臣　平野　博文

第一条第一項の表二の項中「放射性同位元素によって汚染された物並びに放射線発生装置」を「放射線発生装置並びに放射性汚染物」に改め、同表四の項中「放射性同位元素」を「放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則において使用する用語の例による。

第三条第一項の表二の項中「放射線発生装置の取扱い」を「放射線発生装置及び放射化物の取扱い」に改め、同表四の項中「放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条第二項の表四の項中「放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条第三項の表二の項中「放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改め、同条第四項の表二の項中「放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同表四の項中「放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置」を「放射線発生装置又は放射性汚染物」に改める。

○厚生労働省告示第百八十号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十四年三月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子